

2022年3月4日

海野 隆殿

## 処分および提出された離党届の取り扱いに対する通知

貴殿は、2022年2月23日、鈴木しんじ党代表兼常任幹事会長に対し、個人的に、離党および離党届を党本部宛に郵送するとの意思を表明しました。これに対して、党常任幹事会は同日夜、貴殿の当該行為は、党規約第18条1、党規約第18条2および党倫理規則第2条1における③の「党の結束を乱す行為・言動を行わないこと」に違反するものと判断し、貴殿に対して(1) 常任幹事および中央委員の職務執行停止、(2) 党コミュニケーション SNS ツールの関係スレッドの利用停止、(3) 離党届到着後の処分手続き開始の処分を決定しました。

貴殿はこの決定を認めないとしたうえで、「政治的中立性を求められる特別職公務員である教育委員会教育長選考において、最終選考の過程にあり、特定の政党及び政治団体から中立となる必要があるため」離党および党に係るその他の役職についても退任したいとの理由を記した離党届を党代表に対して提出しました（当該離党届の宛先が党本部ではなく党代表自宅とされていたために、2022年3月1日に党代表自宅に到着）。

党常任幹事会はこれを踏まえ再度調査を行い、必要な状況証拠資料を全て保存し、党常任幹事会・中央委員会合同会議（以下、合同会議という）に提出しました。

### 1. 処分内容および提出された離党届の取り扱い

合同会議は、貴殿の党常任幹事および中央委員の解任を決定したうえで、貴殿から出された離党届を受理せず、貴殿を党から除名することを出席者の満場一致で決定しました。

#### 理由

貴殿は(1) 党常任幹事であるにもかかわらず極秘で党常任幹事および茨城県阿見町議会議員辞任を伴う地方自治体教育長公募に応募し、(2) 最終選考の結果を待たずに党代表に対して、離党、全ての党の役職の辞任、ホームページからの削除を個人的に要望したうえで、離党届を提出しました。(3) 2021年9月14日の党常任幹事会への無断欠席にみられるように、貴殿は党常任幹事会または合同会議を何度も欠席しました。さらに、(4) 貴殿は、第49回衆議院議員総選挙において、本党が同選挙に対する最終方針を公表した2021年10月18

日より一か月近く前の同年9月23日に、本党が掲げる「立憲主義の回復」とはそぐわない主張をする「日本維新の会」への支持を党常任幹事会に報告することなく公表し、同党の公認候補者を支援しました。さらに、(5) 教育長公募に応募中の2022年2月23日、「日本維新の会」と激しく対立する国政政党の幹事長から貴殿を参議院選挙・衆議院選挙の候補者として考慮した入党を依頼されこれに対して「前向きに対応する」と返答したことを、党代表に対して自ら進んで告白しました。その際、(6) 党代表に対し「(当該国政政党から党代表個人に対する) このような要請はありましたか？」と問いかけました。

合同会議は、貴殿の上記の一連の行動は自治体教育長と国政選挙候補者の地位を天秤にかけた上で党代表に対して党の解体を唆したとあって過言でないものであり、党規約第18条1の「本党規約および党の諸規程に違反する行為を行ってはならない」、党規約第18条2の「党員は、党内外において派閥・分派的行動をとってはならない」、および党倫理規則第2条1における③の「党の結束を乱す行為・言動を行わない」に違反していると判断しました。

さらに、合同会議は、貴殿が離党理由に挙げた「最終選考の過程にあり、特定の政党及び政治団体から中立となる必要があるため」に関して、「特定の政党及び政治団体から中立となる必要があるため」とするならば、そもそも本党を離党し無所属となった上で公募に応募すべきであり、最終選考において本党に所属していることが不利になるので避けたいという身勝手な動機を晒したものでしかないと判断しました。

以上から、合同会議は、貴殿の一連の自分本位の渡り鳥な行動は、本党、応募先地方自治体、関係した国政政党、そして阿見町民を著しく愚弄し、政治に対する信頼を失わせるものでしかなく、貴殿がこれ以上、地方議会議員や自治体の教育長といった公職の地位に留まることは公の利益に反するとの判断から、役職退任意向が示された離党届を受理せず、党常任幹事および中央委員の解任と除名処分とするのが適切であるとの結論に至りました。

## 関係諸規則

<https://sdpp.jp/agreement/>

### 党規約第18条（党員の倫理の遵守）

1. 政治倫理に反する行為、党の名誉を傷つける行為、本党規約および党の諸規程に違反する行為を行ってはならない。
2. 党員は、党内外において派閥・分派的行動をとってはならない。
3. 常任幹事会は、党員が1-2項に違反した場合、当該党員の行為について速やかに調査を行ない、その結果に基づいて必要な処分を行なう。

<https://sdpp.jp/ethics/>

党倫理規則第2条(倫理規範)

1. 本党に所属する党員は、次の各号に該当する倫理に関する規範（以下、「倫理規範」という）を遵守しなければならない。
  - ③ 選挙又は議会において、党を侮辱する一方で、党が認めた友好政党・政治団体を除く他の政党や政治団体を利する行為・言動をするなど、党の結束を乱す行為・言動を行わないこと

2. 処分内容および提出された離党届の取り扱いに対する不服申立に関して

当該処分および離党届の取り扱いに関して、貴殿は党倫理規則第8条1に基づいて、本日から2週間以内であれば書面にて不服申立を行うことができます。なお、不服申立に関しては、合同会議は、党本部に対して郵送で提出された場合のみ受理することを決定しましたので、お伝えします。

<https://sdpp.jp/ethics/>

党倫理規則第8条(不服の申立)

1. 措置又は処分を受けた党員又は党員であった者、サポーター又はサポーターであった者は、常任幹事会に対して、不服の申立を行うことができる。
2. 第1項の不服申立は、措置又は処分の通知が行われた後2週間以内に、不服の論拠を記した書面をもって行わなければならない。

社会民主進歩党常任幹事会長  
鈴木 しんじ



以上